

展示場使用における遵守事項

1. 装飾業者等

水道法・建築基準法・ガス事業法・消防法・その他関係法令を遵守してください。

使用者は展示・装飾・実演について次の事項を遵守してください。

なお、装飾業者および設備業者につきましてはマイドームおおさかと協議の上業者の選定を行ってください。

(1) 展示物・装飾資材等の搬入出および装飾作業の開始と終了の時は、マイドームおおさかへ連絡してください。

(2) 現場責任者は、責任者の腕章をつけて作業してください。
現場責任者不在の場合は作業は認めません。

(3) 展示装飾などの作業員は施工業者の作業員であることを示すバッジ・腕章その他明らかな表示をするとともに作業中は必ずヘルメットを着用してください。

(4) 展示・装飾に際し床面・壁面・天井・扉・ガラスなどへの直接工作（釘打ち・削り・テープ類の貼り付けなど）は一切行わないでください。
また、カーペットや壁面に対する両面テープなどの直接使用を禁止します。
但しカーペットを汚損・棄損する恐れのある場合はあらかじめ養生をしてください。
（養生シートは各自持参願います）
万が一カーペットを汚損・棄損した場合は実費弁償または原状に戻していただきます。
なお、展示場床面に釘・針金などをばらまいたままで作業をしないでください。

(5) 作業員のエスカレーターの使用は、釘やピンなどの落下により故障の原因になりますので禁止します。
搬入出時はエスカレーターを停止しますので階段をご利用ください。

(6) 搬入出時・開催期間中を問わず装飾上の諸苦情を処理するため、装飾業者は担当者を常駐させてください。

(7) 展示装飾物はあらかじめ工作して持参し、当展示場内では組み立てる程度の作業にしてください。
展示場に特別の設備を施した場合は、使用后直ちに原状に戻してください。

(8) 搬入出時における装飾資材などの運搬は極力防音に努め、資材で床面や壁面に傷をつけることのないように作業してください。
また運搬には、必ずゴム付き台車を使用してください。

(9)机・椅子などは、マイドームおおさかの備品をご利用ください。

備品は使用后、元の場所に戻してください。

(10)使用した備品は必ず釘・針金などを抜き取り、原状に戻してから倉庫に整理整頓して返納してください。

(11)地下1～3階の荷物用エレベーター前および各階非常口・非常階段・附室・非常扉などの周辺に、商品・空箱・廃材、その他避難の際の妨げになるものを放置することを禁止します。

また、各階ロビーや扉周辺および階段付近には、椅子・テーブルなどを一切置かないようにしてください。（各階ロビーは消防署の指示により原則として使用を禁止しています）

但し催事の都合上やむを得ず入り口付近などに受付・アーチ・案内看板などを設置する必要がある場合は以下の条件で使用を認めますので

事前にマイドームおおさかへ詳細図を提出し許可を受けてください。

a.避難誘導上支障がない範囲であること

b.ロビーにふさわしいディスプレイを行うこと

c.大理石や壁面に直接触れないよう原則として5cm以上離して施工すること

d.やむを得ず間仕切りを必要とする場合は、冷暖房の障害とならないよう高さ2.4m以内とすること

e.3階入り口にアーチを設ける場合は、スプリンクラーの障害とならないよう高さ2.7m以内とすること

f.3階ロビー中央の防災垂れ壁の高さは2.4mの位置にあるので、移動の際には特に注意すること。

(12)展示場内の分電盤・消火栓・消火器・排煙手動ボックス・非常口・吹出口・吸込口などは、盛花・植木・装飾資材などで塞がないようにしてください。

マイドームおおさかは、非常出口灯の高さ制限から装飾用バックパネルの寸法を2.4m以内としています。

これを越えて使用される場合は非常出口灯が塞がれますので事前に承認を得た上「非常出口」標示板を取り付けてください。

またカーテンなどの場合は防災加工品を使用し同様の処置を行ってください。

(13)天井・壁面・アネモ・ガラリ・スプリンクラーヘッド類および機器類などは、支持物として使用しないでください。

- (14)スプリンクラーヘッドの消火・散水の障害にならないように展示装飾を行ってください。
- (15)荷物用エレベーターの天井・会場入り口天井や倉庫内天井に設置しているスプリンクラーや煙感知器などは、作業中にパネルなどで破損しないよう万全の注意をしてください。
また、展示場倉庫内部にはスプリンクラー制御盤などの設備が設けてありますので、壁面と展示装飾小間との間を原則として60cm離して施工してください。
なお、壁面埋込型消火器および排煙手動ボックスの前面も商品や間仕切りなどで塞がないように注意してください。
- (16)1階および2階の天井はシステムグリッドになっています。
グリッドを利用して機器などを吊り下げる場合は、必ずグリッドひっかけ金具を使用してください。（グリッド格子寸法は3,000mm×3,000mm）
- (17)システムグリッド・バトン・フックなどに取り付けた針金は必ず取り外し、取り残しのないようにしてください。
また、天井システムグリッドより商品を吊る場合は養生が必要です。
その際はマイドームおおさかの許可を得て施工してください。
- (18)3階の天井から看板などを吊り下げる場合は天井のバトンを使用してください。
- (19)3階「メーキャップ室」の使用については「メーキャップ室使用願い」を提出し、使用後の点検確認を行ってください。
- (20)ポスター類はテープなどで直接壁面に直貼りしないでください。
- (21)展示場の管理運営に支障を生ずる音響・振動・臭気・煙などを発する恐れのある場合は、その使用や設置を原則として認めません。
臭気の長く残る展示会は使用できませんが、床の保護やフードの設置などを条件に許可する場合がありますので、あらかじめマイドームおおさかの承認を受けてください。
- (22)装飾資材や残材・ゴミなどは全て使用者の責任で撤去してください。
特にこれらの物を荷捌場・荷物用エレベーター前・各展示場控室内に放置することは火災原因となりますので禁止します。
なお、ゴミ置き場を使用される場合はマイドームおおさかの承諾を受けてください。
- (23)寒水石・碎石・上芝・土苔・砂その他展示場を汚損・棄損する恐れのある装飾資材および可燃物（発泡スチロール・セロハンパッキン・防災処理を施していない展示用布やベニヤ板など）の使用は原則として禁止します。

(24)重量物や機械類の展示・実演には、床に養生用のコンパネを敷きつめる措置を施してください。

(25)植木・鉢類は床に水をこぼさないよう水を切って持参し、必ず受け皿を設けてください。

(26)法律で禁止されている行為、公序良俗に反する行為は禁止します。

2.電気工事業者

- (1)電気工事業者は電気工事配線図・臨時電気使用機器数および電気容量などの明細書を2部作成し設営開始日の7日前までにマイドームおおさか中央監視盤室に提出の上、承諾を受けてください。
- (2)電気工事業者は現場責任者を明記した作業員名簿を必ず搬入出の当日にはマイドームおおさかに提出してください。
- (3)マイドームおおさかにおいて配線工事を行う者は電気工事士の有資格者（資格書のコピー提出）または同等以上の者とします。
- (4)工事に際し、経済産業省令電気設備に関する技術基準を定める省令・（社）日本電気協会内線規程・消防法その他関係法令を遵守してください。
- (5)工事の現場責任者は必ず工事の前にマイドームおおさか（中央監視盤室）に連絡してください。
- (6)電気の送電はメガ測定の完了後マイドームおおさか（中央監視盤室）に依頼してください。また、工事の撤去後も同様にマイドームおおさか（中央監視盤室）に届出てください。
- (7)臨時電気容量の算定方式は電気機器の定格出力の合計を設備容量とし、設備容量を使用電力として計算してください。
- (8)分電盤のブレーカーが切れた場合はその原因を確認の上、マイドームおおさか（中央監視盤室）の指示を受けてください。
- (9)展示貸し出し用分電盤は撤去時に必ず電線の切り残しのないように処理し、扉は必ず施錠して完了してください。
- (10)3階のブリッジやバトンの使用はマイドームおおさかへお申し込みください。また、3階の床ピットよりの電線取り出し用カバー鉄板はマイドームおおさか備え付けの予備鉄板を使用してください。催事終了後は鉄板の穴を残すと危険ですので、元の鉄板に戻してください。ピットのゴミは必ず清掃してください。

- (11)1階および2階の電気配線は、システムグリッドのライティングレールを使用していただきますが、臨時に配線される場合は美観上たるみ部分の見えないようシステムグリッドの上部に配線してください。
- (12)デジタル放送のユニット取り出し口使用はマイドームおおさかの指示を受けてください。
- (13)次の場合は電力の全部または一部の供給を停止します。
- a.届出や承諾なく電気機器を使用した場合
 - b.電気の送電を継続することにより危険な事態の発生が予測される場合
 - c.電気の使用がその周囲に危害または迷惑を及ぼす場合
 - d.承認使用電力を越えて使用した場合
 - e.深夜送電申請の届出なく深夜送電の申入れがあった場合
 - f.その他やむを得ない事情が発生した場合
- (14)次に挙げるものは原則としてその使用を禁止します。
- 使用が必要な場合は別途消防署の許可を受けてください。
- a.電熱器（電気コンロ）などの裸火
 - b.溶接機など火花を生ずる設備
 - c.ネオンサイン
 - d.スモークマシン

3.水道・ガス工事業者

- (1)水道・ガス工事業者とも配管図面を2部作成し、7日前までにマイドームおおさかにご提出ください。
- (2)水道・ガス工事業者とも現場責任者を明記した作業員名簿をマイドームおおさかに提出してください。
- (3)ガスの使用は都市ガスのみを承諾します。
- 消防署の許可を受けた後マイドームおおさかの承認を得て施工してください。

- (4)水道法・建築基準法・ガス事業法・消防法その他関係法令を遵守してください。
- (5)水道・ガスとも使用料金はマイドームおおさか設置のメーター検診によって算出します。
- (6)排水は所定の場所に放流してください。
配水管が人の立ち入る通路などの床面を横切る場合はU字型鉄板などで覆ってください。
- (7)実演などで水道水を飲用に使用される場合は、使用前に配管内滞留の水を十分に抜き取る洗管作業を行ってください。
- (8)ガス使用に際して各ガスメーター室のガス遮断弁の開閉操作は、マイドームおおさか係員立ち合いの上行ってください。

4.表具作業業者

水道法・建築基準法・ガス事業法・消防法その他関連法令を遵守してください。

- (1)表具作業業者は現場責任者を明記した作業員名簿をマイドームおおさかに提出してください。
- (2)表具作業に際しては必ず養生シートを敷き床面にノリや水をこぼすことのないように注意してください。また、壁・床・扉などにノリがつかないように注意してください。
- (3)現場責任者は作業の完了後、必ず現場を確認し、表具作業の切り残しが床に付着していることなどがないよう注意してください。
- (4)表具作業はCかD階段の附室を養生してご使用ください。
特に附室と室内入り口付近のカーペットが汚損しますので、取合部分にはラバー付きマットなどで養生して作業してください。
(ノリの付着した刷毛やモップ・バケツなどの洗浄は禁止)

5.火気使用時

(1)喫煙

展示場内は禁煙です。

(2)火気の使用

展示場内での火気の使用は禁止します。

但し食料品やその他の物品を展示実演するため火気を使用する必要がある場合や火気を使用しなければ展示などの効果が得られない場合は消防署の許可を受けたものだけに限り使用することができます。

(3)危険物の持ち込み

プロパンガス・ガソリン・灯油・火薬などの持ち込みは禁止します。

(4)消火器

消火器は必要単位を配置してください。

(5)会場内の避難通路など

展示場内には避難口および階段に直通する有効幅員が1.6m以上の主要避難通路を避難上有効に確保してください。

(6)消火栓・排煙装置

展示小間・展示品などで消火栓および排煙手動ボックス装置の使用を妨げないように必ず60cm以上の通路（容易に操作できる通路）を確保してください。

(7)使用期間中の管理

使用期間中は警備担当者を配置して火災予防に努めるとともに、

来場者や出展者が退場した後の火気や電気スイッチの確認を行ってください。

また、使用者側で自衛消防隊を編成し、火災予防・通報（119）・

初期消火（消火器・消火栓の使用方法）・避難誘導について徹底した指導を行ってください。